

千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県（以下、「県」という。）を退職した職員の再就職状況の公表に関し必要な事項を定めることにより、再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的とする。

(再就職状況の公表)

第2条 知事は、前年の8月1日から当該年の7月31日までの間に、職員の退職管理に関する条例（平成28年千葉県条例第3号。）第3条の規定による届出（警察職員に係るものを除く。）があった再就職状況について、毎年8月31日までに、次の各号に掲げる事項をホームページに掲載することにより公表するものとする。

- 一 県退職時の所属名及び職名
- 二 県退職時の直前に就いていた職員の退職管理に関する規則（平成28年千葉県人事委員会規則第10号。）第22条各号に掲げる職の所属名及び職名（県退職時に同条各号に掲げる職に就いていなかった者に限る。）
- 三 氏名
- 四 県退職年月日
- 五 再就職先の名称及び役職名
- 六 再就職年月日
- 七 県からの紹介の有無

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。